

単 価 契 約 書 (案)

1 業 務 名 称	大阪府立大学の教職員及び学生に対する健康診断（定期・特殊・その他）に関する業務（単価契約）
2 履 行 場 所	発注者の指定する場所（仕様書に記載）
3 履 行 期 間	2019年 4月 1日から 2020年 3月31日まで
4 契 約 単 価	別紙 「契約単価一覧表」のとおり ただし、この単価には消費税及び地方消費税は含まない。
5 契 約 保 証 金	納付（又は免除）
6 適 用 除 外 条 項	無 し

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり。）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

発注者 大阪府堺市中区学園町1番1号
公立大学法人大阪府立大学
理事長 辻 洋

受注者 所在地
商号又は名称
代 表 者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書、仕様書及び質問回答書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、本業務を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約単価に仕様書に記載された発注予定数量（以下「発注予定数量」という。）を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額（以下「予定総額」という。）の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 公立大学法人大阪府立大学契約事務取扱規程第22条第1項第1号又は第3号に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請
- 3 前項第1号の場合においては、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 予定総額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額に係る予定総額の100分の5に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又

は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(再委託等の禁止及び誓約書の提出)

第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

2 受注者が前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、入札参加停止措置を受けている者(ただし、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く)若しくは入札参加除外の措置を受けている者又は第21条第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 受注者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他当該第三者が遵守すべき事項として発注者が定めた内容を記載した誓約書を、当該第三者のすべての者に提出させなければならない。

(3) 受注者は、当該第三者の行為すべてについて責任を負うものとする。

3 受注者は、受任者が、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例58号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、受注者が入札参加除外措置を受けた者又は第21条第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、受注者に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(法令上の責任等)

第5条 受注者は、業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)、第8条に規定する総合責任者及び現場責任者(以下「総合責任者等」という。)の使用者として、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2 受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問

題について責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

第6条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

第7条 受注者は、本業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、従事者にも適用するものとする。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製をしてはならない。

(受注者の総合責任者等)

第8条 受注者は、総合責任者及び現場責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(従事者に関する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の従事者が業務の履行について著しく不相当であると認められる場合は、その理由を示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(事故発生時の報告)

第10条 受注者は、本業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(監督及び調査)

第11条 発注者は、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(検査)

第12条 受注者は、仕様書に定めるところにより、納品物を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の規定による発注者の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知し、再度検査を受けなければならない。

(契約代金の支払)

第13条 受注者は、前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受理した日の属する月の翌月末までに契約代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、前項に規定する支払期限の日の翌日から、支払の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(臨機の措置等)

第14条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者受注者協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容について、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約代金の範囲内に含めることが適当でない認められる部分の経費については、発注者がこれを負担するものとする。

(契約単価等の変更)

第15条 一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により作業材料及び労務賃金等に増減を生じた場合であっても、契約単価又は業務仕様（以下「契約単価等」という。）は変更しないものとする。ただし、予期することのできない非常の事態が生じたため、契約単価等を変更しないことが著しく不相当であると認められる場合に限り、発注者受注者協議の上、契約単価等を変更することができるものとする。

(損害賠償)

第16条 受注者は、業務の処理にあたり、この契約及びこの契約に基づく発注者の指

示に違反して、発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害のうち、発注者に過失が認められる場合は、発注者受注者共同してその損害を賠償するものとする。

(履行遅滞)

第17条 受注者は、業務の履行が受注者の責めに帰すべき事由により、遅滞したときは、予定総額につき、その遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を発注者に支払わなければならない。

(不履行責任)

第18条 受注者は、業務について、契約書に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 受注者の責めに帰する理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(4) この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(5) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(6) 受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

(7) 第4条第4項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、違約金として、予定総額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、発注者は、第2条第1項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

4 前2項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

5 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、そ

の債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年5パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

6 発注者は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

第20条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 公立大学法人大阪府立大学契約事務取扱規程（平成17年4月1日規程第95条）第14条に該当すると認められたとき。
- (6) 第4条の規定に違反したとき。

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 第4条第1項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第4号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として予定総額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。この場合において、発注者に未払となっている契約代金があるときは、受注者の発注者に対する当該契約代金及びこれに係る年5パーセントの割合による遅延利息の請求を妨げない。

(賠償額の予定等)

第23条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として予定総額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第20条第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第20条第5号に該当したとき。

2 受注者が第4条第1項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、予定総額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額

を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺)

第24条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第25条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(疑義等の決定)

第26条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。

(別 記)

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、発注者に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（「特定個人情報」を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研

修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

(1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

(2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

(3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの)の着用

(4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

(5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

(6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

(7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検

(8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止

(9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

(10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

(11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。
(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、破棄し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
(廃棄)

第13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。
(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者と協議の上で対応を行うこととする。
(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

(第6(2)関係) 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件例

- | |
|--|
| <p>(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p> <p>(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。</p> |
|--|

(注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

(第8(1)関係) 個人情報管理台帳 (例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
発注者担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、FD○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

別紙「契約単価一覧表」 教職員(定期健康診断・特殊健康診断・その他)

検診項目		契約単価 (円)	備考
1	①定期健康診断(30歳未満・法定項目) 診察 身体計測 視力検査 聴力検査 胸部X線間接撮影 血圧測定 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖(グルコース) 尿検査	問診・診察 身長、体重、肥満度 会話法 赤血球数、血色素量(ヘモグロビン) GOT、GPT、 γ -GTP HDLコレステロール、LDLコレステロール、トリグリセライド 血糖 蛋白、糖	
2	②定期健康診断(30歳以上・法定項目) 診察 身体計測 視力検査 聴力検査 胸部X線間接撮影 血圧測定 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖(グルコース) 心電図検査 尿検査	問診・診察 身長、体重、肥満度、腹囲 オーディオメーター 赤血球数、血色素量(ヘモグロビン) GOT、GPT、 γ -GTP HDLコレステロール、LDLコレステロール、トリグリセライド 血糖 安静時心電図検査 蛋白、糖	
3	③定期健康診断(30歳未満・法定項目に追加) ①の項目に以下を追加 貧血検査 血清尿酸	ヘマトクリット、白血球数	
4	④定期健康診断(30歳以上・法定項目に追加) ②の項目に以下を追加 貧血検査 血清尿酸 HbA1c	ヘマトクリット、白血球数	
5	⑤定期健康診断(30歳未満・法定項目・間接撮影なし) ①の項目から胸部X線間接撮影を除く		
6	⑥定期健康診断(30歳以上・法定項目・間接撮影なし) ②の項目から胸部X線間接撮影を除く		
7	⑦定期健康診断(30歳未満・法定項目に追加・間接撮影なし) ③の項目から胸部X線間接撮影を除く		
8	⑧定期健康診断(30歳以上・法定項目に追加・間接撮影なし) ④の項目から胸部X線間接撮影を除く		
9	定期健康診断(30歳未満・法定項目) ①の項目の胸部X線間接撮影を直接撮影に変更		
10	定期健康診断(30歳以上・法定項目) ②の項目の胸部X線間接撮影を直接撮影に変更		
11	定期健康診断(30歳未満・法定項目に追加) ③の項目の胸部X線間接撮影を直接撮影に変更		

検診項目		契約単価 (円)	備考
12	定期健康診断(30歳以上・法定項目に追加) ④の項目の胸部X線間接撮影を直接撮影に変更		
13	⑨ 胸部X線間接撮影	フィルム代、撮影代、診断料	
14	⑩ 胸部X線直接撮影	フィルム代、撮影代、読影料	
15	⑪海外派遣者健康診断(出国時・法定項目) ②の項目に以下を追加 腹部画像検査 血清尿酸 B型肝炎ウイルス 血液型検査	胃部X線間接撮影、腹部超音波検査 HBs抗体 ABO及びRh式	
16	⑫海外派遣者健康診断(出国時・法定項目に追加) ①の項目に以下を追加 貧血検査 B型肝炎ウイルス	ヘマトクリット、白血球数 HBs抗原	
17	⑬海外派遣者健康診断(帰国時・法定項目) ②の項目に以下を追加 腹部画像検査 血清尿酸 B型肝炎ウイルス 糞便塗抹検査	胃部X線間接撮影、腹部超音波検査 HBs抗体	
18	⑭海外派遣者健康診断(帰国時・法定項目に追加) ③の項目に以下を追加 貧血検査 B型肝炎ウイルス	ヘマトクリット、白血球数 HBs抗原	
19	海外派遣者健康診断(出国時・法定項目・胃部間接撮影なし) ①の項目から胃部X線間接撮影を除く		
20	海外派遣者健康診断(出国時・法定項目・胃部直接撮影) ①の項目から胃部X線間接撮影を直接撮影に変更		
21	海外派遣者健康診断(出国時・法定項目に追加・胃部間接撮影なし) ②の項目から胃部X線間接撮影を除く		
22	海外派遣者健康診断(出国時・法定項目に追加・胃部直接撮影) ②の項目から胃部X線間接撮影を直接撮影に変更		
23	海外派遣者健康診断(帰国時・法定項目・胃部間接撮影なし) ③の項目から胃部X線間接撮影を除く		
24	海外派遣者健康診断(帰国時・法定項目・胃部直接撮影) ③の項目から胃部X線間接撮影を直接撮影に変更		
25	海外派遣者健康診断(帰国時・法定項目に追加・胃部間接撮影なし) ④の項目から胃部X線間接撮影を除く		
26	海外派遣者健康診断(帰国時・法定項目に追加・胃部直接撮影) ④の項目から胃部X線間接撮影を直接撮影に変更		
27	VDT検診(配置前) 診察 眼科学的検査 筋骨格系に関する検査	問診・診察 視力、屈折、眼位、調節機能 上肢の運動機能、圧痛点等の検査	
28	高気圧業務健康診断		
29	高気圧業務健康診断(定健①～⑧、病原、DNAと同時実施)		
30	電離放射線健診(電離放射線障害防止規則第56条)		
31	電離放射線健診(定健①～⑧、病原、DNAと同時実施)		
32	電離放射線健診(診察のみ)		
33	ベンジジン等(特化則別表三(一))		
34	ベンジジン等(特化則別表三(一))(定健①～⑧、病原、DNAと同時実施)		
35	ビス(クロロメチル)エーテル(特化則別表三(二))		

	検診項目	契約単価 (円)	備考
36	ビス(クロメチル)エーテル(特化則別表三(二))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
37	塩素化ビフェニル等(特化則別表三(三))		
38	塩素化ビフェニル等(特化則別表三(三))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
39	ベリリウム等(特化則別表三(四))		
40	ベリリウム等(特化則別表三(四))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
41	ベンゾトリクロロド(特化則別表三(五))		
42	ベンゾトリクロロド(特化則別表三(五))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
43	アクリルアミド(特化則別表三(六))		
44	アクリルアミド(特化則別表三(六))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
45	アクリロニトリル(特化則別表三(七))		
46	アクリロニトリル(特化則別表三(七))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
47	アルキル水銀化合物(特化則別表三(八))		
48	アルキル水銀化合物(特化則別表三(八))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
49	インジウム化合物(特化則別表三(九))		
50	インジウム化合物(特化則別表三(九))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
51	エチルベンゼン(特化則別表三(十))		
52	エチルベンゼン(特化則別表三(十))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
53	エチレンイミン(特化則別表三(十一))		
54	エチレンイミン(特化則別表三(十一))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
55	塩化ビニル(特化則別表三(十二))		
56	塩化ビニル(特化則別表三(十二))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
57	塩素(特化則別表三(十三))		
58	塩素(特化則別表三(十三))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
59	オーラミン(特化則別表三(十四))		
60	オーラミン(特化則別表三(十四))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
61	オルトトルイジン(特化則別表三(十五))		
62	オルトトルイジン(特化則別表三(十五))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
63	オルト-フタロジニトリル(特化則別表三(十六))		
64	オルト-フタロジニトリル(特化則別表三(十六))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
65	カドミウム等(特化則別表三(十七))		
66	カドミウム等(特化則別表三(十七))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
67	クロム酸等(特化則別表三(十八))		
68	クロム酸等(特化則別表三(十八))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
69	クロロホルム等(特化則別表三(十九))		
70	クロロホルム等(特化則別表三(十九))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
71	クロロメチルメチルエーテル(特化則別表三(二十))		
72	クロロメチルメチルエーテル(特化則別表三(二十))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
73	五酸化バナジウム(特化則別表三(二十一))		
74	五酸化バナジウム(特化則別表三(二十一))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
75	コバルト等(特化則別表三(二十二))		
76	コバルト等(特化則別表三(二十二))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
77	コールタール(特化則別表三(二十三))		
78	コールタール(特化則別表三(二十三))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
79	酸化プロピレン(特化則別表三(二十四))		
80	酸化プロピレン(特化則別表三(二十四))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
81	三酸化ニアンチモン(特化則別表三(二十五))		
82	三酸化ニアンチモン(特化則別表三(二十五))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
83	シアン化カリウム等(特化則別表三(二十六))		
84	シアン化カリウム等(特化則別表三(二十六))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
85	3,3-ジクロロ-4,4-ジアミジフェニルメタン(特化則別表三(二十七))		
86	3,3-ジクロロ-4,4-ジアミジフェニルメタン(特化則別表三(二十七))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
87	1,2-ジクロロプロパン(特化則別表三(二十八))		

	検診項目	契約単価 (円)	備考
88	1,2-ジクロロプロパン(特化則別表三(二十八))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
89	ジクロロメタン(特化則別表三(二十九))		
90	ジクロロメタン(特化則別表三(二十九))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
91	ジメチル-2,2-ジクロロエチルホスフェイト(特化則別表三(三十))		
92	ジメチル-2,2-ジクロロエチルホスフェイト(特化則別表三(三十))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
93	1,1-ジメチルヒドラジン(特化則別表三(三十一))		
94	1,1-ジメチルヒドラジン(特化則別表三(三十一))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
95	臭化メチル(特化則別表三(三十二))		
96	臭化メチル(特化則別表三(三十二))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
97	水銀等(特化則別表三(三十三))		
98	水銀等(特化則別表三(三十三))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
99	スチレン(特化則別表三(三十四))		
100	スチレン(特化則別表三(三十四))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
101	テトラクロエチレン等(特化則別表三(三十五))		
102	テトラクロエチレン等(特化則別表三(三十五))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
103	トリレンジイソシアネート(特化則別表三(三十六))		
104	トリレンジイソシアネート(特化則別表三(三十六))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
105	ナフタレン(特化則別表三(三十七))		
106	ナフタレン(特化則別表三(三十七))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
107	ニッケル化合物(特化則別表三(三十八))		
108	ニッケル化合物(特化則別表三(三十八))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
109	ニッケルカルボニル(特化則別表三(三十九))		
110	ニッケルカルボニル(特化則別表三(三十九))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
111	ニトログリコール(特化則別表三(四十))		
112	ニトログリコール(特化則別表三(四十))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
113	パラ-ニトロクロルベンゼン(特化則別表三(四十一))		
114	パラ-ニトロクロルベンゼン(特化則別表三(四十一))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
115	砒素等(特化則別表三(四十二))		
116	砒素等(特化則別表三(四十二))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
117	弗化水素(特化則別表三(四十三))		
118	弗化水素(特化則別表三(四十三))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
119	β -プロピオラクトン(特化則別表三(四十四))		
120	β -プロピオラクトン(特化則別表三(四十四))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
121	ベンゼン等(特化則別表三(四十五))		
122	ベンゼン等(特化則別表三(四十五))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
123	ペンタクロルフェノール等(特化則別表三(四十六))		
124	ペンタクロルフェノール等(特化則別表三(四十六))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
125	マンガン等(特化則別表三(四十七))		
126	マンガン等(特化則別表三(四十七))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
127	メチルイソブチルケトン(特化則別表三(四十八))		
128	メチルイソブチルケトン(特化則別表三(四十八))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
129	沃化メチル(特化則別表三(四十九))		
130	沃化メチル(特化則別表三(四十九))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
131	リフラクトリ-セラミックファイバ [®] (特化則別表三(五十))		
132	リフラクトリ-セラミックファイバ [®] (特化則別表三(五十))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
133	硫化水素(特化則別表三(五十一))		
134	硫化水素(特化則別表三(五十一))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
135	硫酸ジメチル(特化則別表三(五十二))		
136	硫酸ジメチル(特化則別表三(五十二))(定健①~⑧病原、DNAと同時実施)		
137	4-アミノジフェニル等(特化則別表三(五十三))		
138	4-アミノジフェニル等(特化則別表三(五十三))(定健①~⑧、病原、DNAと同時実施)		
139	じん肺健診(じん肺法7・8条)		

	検診項目	契約単価 (円)	備考
140	じん肺健診(じん肺法7・8条)(定健①～⑧、病原、DNAと同時実施)		
141	有機溶剤基本検査(問診、診察、尿蛋白、肝機能(GOT、GPT、 γ -GTP)、貧血検査(赤血球数、色素量))		
142	有機溶剤基本検査(定健①～④、病原、DNAと同時実施)		
143	キシレン(有機則29別表(三))代謝物の検査		
144	N・N-ジメチルホルムアミド(有機則29別表(四))代謝物の検査		
145	1,1,1-トリクロロエタン(有機則29別表(五))代謝物の検査		
146	トルエン(有機則29別表(六))代謝物の検査		
147	ノルマルヘキサン(有機則29別表(八))代謝物の検査		
148	二硫化炭素(有機則29別表(七))眼底検査		
149	鉛健康診断(診察、血中鉛、尿中デルタアミノレブリン酸)		
150	鉛健康診断(診察、血中鉛、尿中デルタアミノレブリン酸)(定健①～⑧病原、DNAと同時実施)		
151	血中鉛		
152	尿中デルタアミノレブリン酸		
153	赤血球中のプロトポルフィリン		
154	神経内科学的検査		
155	遺伝子組換え(DNA)及び病原体等実験従事者健康診断 診察(問診、診察)、身長、体重、視力、聴力(会話法)、血圧測定、 尿検査(蛋白、糖)、血中脂質検査(HDLコレステロール、LDLコレステロール、 トリグリセライド)、肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)、血糖、 貧血検査(赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、白血球数)		
156	VDT検査 診察(問診、診察)、眼科学的検査(視力)、筋骨格系に関する検査		
157	診察		
158	身長		
159	体重		
160	腹囲		
161	視力		
162	眼底(単眼)		
163	眼底(両眼)		
164	眼圧		
165	聴力(1000・4000サイクル気導検査)		
166	聴力二次検査		
167	胸部横位撮影		
168	胸部CT検査		
169	胸部X線断層撮影(4分割撮影)		
170	胸部X線断層撮影(4分割撮影)1枚増毎		
171	喀痰検査(培養検査)		
172	喀痰検査(塗抹検査)		
173	喀痰検査(PCR検査)		
174	喀痰細胞診		
175	読影料(胸部X線撮影)		
176	マイコプラズマ抗体		
177	4種抗体検査(EIA法(麻疹、水痘、ムンプス、風疹))		
178	麻疹抗体検査(EIA法)		
179	水痘抗体検査(EIA法)		
180	ムンプス抗体検査(EIA法)		
181	風疹抗体検査(EIA法)		
182	肺機能検査		
183	安静心電図		
184	安静・負荷心電図		
185	心臓超音波検査		
186	ホルター型心電図検査		

	検診項目	契約単価 (円)	備考
187	血圧測定		
188	貧血検査(赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、白血球数、血小板数、TIBC、UIBC)		
189	赤血球数		
190	血色素量(ヘモグロビン)		
191	ヘマトクリット		
192	白血球数		
193	白血球百分率		
194	TIBC		
195	UIBC		
196	血小板数		
197	血清鉄		
198	全血比重		
199	HbA1c		
200	HbA1c(定期健康診断と同時実施)		
201	赤血球沈降速度検査		
202	フェリチン		
203	肝機能検査(総蛋白、総ビリルビン、チモール、クンケル、GOT、GPT、 γ -GTP、ALP、コリンエステラーゼ、A/G比)		
204	循環器検査Ⅱ(診察、血圧、尿蛋白、尿糖、眼底(単眼)、血糖、尿素窒素、血清尿酸、LDLコレステロール、トリグリセライド、クレアチニン)		
205	生化学的検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド、GOT、GPT、 γ -GTP、グルコース、血清尿酸)		
206	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド)		
207	糖尿病検査(糖負荷試験、眼底、血圧、HbA1c)		
208	腎機能検査(尿蛋白、尿沈渣、尿素窒素、クレアチニン、PSP試験)		
209	腎盂撮影検査		
210	血糖		
211	総蛋白		
212	AST(GOT)		
213	ALT(GPT)		
214	γ -GTP		
215	アルブミン		
216	LAP		
217	LDH		
218	LDLコレステロール		
219	総コレステロール		
220	HDLコレステロール		
221	トリグリセライド(中性脂肪)		
222	クレアチニン		
223	尿素窒素		
224	PSP試験		
225	サイロキシン(T4)		
226	TSH		
227	ナトリウム		
228	カリウム		
229	クロール		
230	マグネシウム		
231	カルシウム		
232	無機リン		
233	尿蛋白		

検診項目		契約単価 (円)	備考
234	尿糖		
235	尿潜血		
236	尿ウロビリノーゲン		
237	尿沈渣		
238	尿pH		
239	尿ケトン		
240	血清尿酸		
241	好塩基性斑点赤血球		
242	好酸球数		
243	ASLO		
244	CRP		
245	RA		
246	血清アミラーゼ		
247	尿アミラーゼ		
248	HBs抗原		
249	HBs抗体		
250	HCV抗体		
251	胃部X線間接撮影		
252	胃部X線直接撮影		
253	胃部精密検査		
254	胃部内視鏡検査		
255	腹部超音波検査(1項目)		
256	腹部超音波検査(2項目以上)		
257	甲状腺超音波検査		
258	婦人科検診(乳がん・35歳以上40歳未満偶数年齢) 問診・診察・超音波		
259	婦人科検診(乳がん・40歳以上50歳未満偶数年齢) 問診・診察・マンモグラフィ2方向		
260	婦人科検診(乳がん・50歳以上偶数年齢) 問診・診察・マンモグラフィ1方向		
261	婦人科検診(子宮がん・20歳以上偶数年齢) 問診・視診・細胞診		
262	大腸がん 免疫法(2回)		
263	腸内細菌検査(水道法施行規則第14条) 赤痢・腸チフス・パラチフス・コレラ・サルモネラ・O-157		
264	医師派遣料(1日1名につき)		

(消費税及び地方消費税額を含まない)

別紙「契約単価一覧表」 学生(定期健康診断・特殊健康診断)

	検診項目	(イ)単価 (消費税抜) (円)	備考
1	定期健康診断(羽曳野キャンパス) 胸部X線間接撮影 身体計測 視力検査(矯正視力) 血圧測定 尿検査 診察	身長、体重 (BMI,標準体重、肥満度含む) 尿蛋白 尿糖 尿潜血 問診・診察	
2	定期健康診断(中百舌鳥・りんくうキャンパス) 胸部X線間接撮影 身体計測 視力検査(矯正視力) 診察	身長、体重 (BMI,標準体重、肥満度含む) 問診・診察	
3	定期健康診断(工業高等専門学校)	尿検査(尿蛋白、尿糖、尿潜血)	
4	ツベルクリン反応検査(羽曳野キャンパスのみ)		
5	遺伝子組換え(DNA)及び病原体等実験従事者(病原)健康診断 診察(問診、診察)、視力、身長、体重、聴力(会話法)、血圧測定、 血中脂質検査(HDLコレステロール、LDLコレステロール、トリグリセライド)、 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)、血糖、尿検査(蛋白、糖) 貧血検査(赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、白血球数)		
6	血清		
7	胸部X線間接撮影	フィルム代、撮影代、読影料	
8	胸部X線直接撮影	フィルム代、撮影代、読影料	
9	高気圧業務健康診断		
10	高気圧業務健康診断(DNA、病原と同時実施)		
11	電離放射線健診新規(電離放射線障害防止規則第56条) 診察 貧血検査 白血球百分率 目の検査 皮膚の検査	問診・診察 赤血球数 ヘモグロビン 白血球数 水晶体の混濁 発赤 乾燥又は縦じわ 潰瘍 爪の異常 等	
12	電離放射線健診継続		
13	電離放射線健診新規(DNA、病原と同時実施)		
14	ベンジジン等(特化則別表三)		
15	ベンジジン等(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
16	ビス(クロロメチル)エーテル(特化則別表三)		
17	ビス(クロロメチル)エーテル(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
18	塩素化ビフェニル等(特化則別表三)		
19	塩素化ビフェニル等(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
20	ベリリウム等(特化則別表三)		
21	ベリリウム等(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
22	ベンゾトリクロド(特化則別表三)		
23	ベンゾトリクロド(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
24	アクリルアミド(特化則別表三)		
25	アクリルアミド(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
26	アクリロニトリル(特化則別表三)		
27	アクリロニトリル(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
28	アルキル水銀化合物(特化則別表三)		
29	アルキル水銀化合物(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
30	インジウム化合物(特化則別表三)		
31	インジウム化合物(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		

	検 診 項 目	(イ)単価 (消費税抜) (円)	備考
32	エチルベンゼン(特化則別表三)		
33	エチルベンゼン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
34	エチレンイミン(特化則別表三)		
35	エチレンイミン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
36	塩化ビニル(特化則別表三)		
37	塩化ビニル(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
38	塩素(特化則別表三)		
39	塩素(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
40	オーラミン(特化則別表三)		
41	オーラミン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
42	オルトーフタロジニドリル(特化則別表三)		
43	オルトーフタロジニドリル(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
44	ガドミウム等(特化則別表三)		
45	ガドミウム等(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
46	クロム酸等(特化則別表三)		
47	クロム酸等(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
48	クロロメチルメチルエーテル(特化則別表三)		
49	クロロメチルメチルエーテル(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
50	五酸化バナジウム(特化則別表三)		
51	五酸化バナジウム(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
52	コバルト及びその無機化合物(特化則別表三)		
53	コバルト及びその無機化合物(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
54	コールタール(特化則別表三)		
55	コールタール(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
56	酸化プロピレン(特化則別表三)		
57	酸化プロピレン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
58	三酸化ニアンチモン(特化則別表三)		
59	三酸化ニアンチモン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
60	シアン化カリウム等(特化則別表三)		
61	シアン化カリウム等(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
62	3,3-ジクロロ-4,4-ジアミノフェニルメタン(特化則別表三)		
63	3,3-ジクロロ-4,4-ジアミノフェニルメタン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
64	1,1-ジメチルヒドラジン(特化則別表三)		
65	1,1-ジメチルヒドラジン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
66	臭化メチル(特化則別表三)		
67	臭化メチル(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
68	水銀等(特化則別表三)		
69	水銀等(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
70	トリレンジイソシアネート(特化則別表三)		
71	トリレンジイソシアネート(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
72	ニッケル化合物(特化則別表三)		
73	ニッケル化合物(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
74	ニッケルカルボニル(特化則別表三)		
75	ニッケルカルボニル(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
76	ニトログリコール(特化則別表三)		
77	ニトログリコール(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
78	パラ-ニトロクロルベンゼン(特化則別表三)		
79	パラ-ニトロクロルベンゼン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
80	砒素又はその化合物(特化則別表三)		
81	砒素又はその化合物(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
82	弗化水素(特化則別表三)		
83	弗化水素(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
84	β -プロピオラクトン(特化則別表三)		
85	β -プロピオラクトン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		

	検診項目	(イ)単価 (消費税抜) (円)	備考
86	ベンゼン等(特化則別表三)		
87	ベンゼン等(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
88	ペンタクロルフェノール(特化則別表三)		
89	ペンタクロルフェノール(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
90	マンガン等(特化則別表三)		
91	マンガン等(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
92	沃化メチル(特化則別表三)		
93	沃化メチル(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
94	硫化水素(特化則別表三)		
95	硫化水素(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
96	硫酸ジメチル(特化則別表三)		
97	硫酸ジメチル(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
98	4-アミノジフェニル等(特化則別表三)		
99	4-アミノジフェニル等(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
100	オルト-トルイジン(特化則別表三)		
101	オルト-トルイジン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
102	クロロホルム等(特化則別表三)		
103	クロロホルム等(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
104	1,2-ジクロロプロパン(特化則別表三)		
105	1,2-ジクロロプロパン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
106	ジクロロメタン(特化則別表三)		
107	ジクロロメタン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
108	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(特化則別表三)		
109	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
110	スチレン(特化則別表三)		
111	スチレン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
112	テトラクロエチレン等(特化則別表三)		
113	テトラクロエチレン等(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
114	ナフタレン(特化則別表三)		
115	ナフタレン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
116	メチルイソプhtルケン(特化則別表三)		
117	メチルイソプhtルケン(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
118	リフラクトリ-セラミックファイバ-(特化則別表三)		
119	リフラクトリ-セラミックファイバ-(特化則別表三)(DNA、病原と同時実施)		
120	じん肺健診(じん肺法7・8条)		
121	じん肺健診(じん肺法7・8条)(DNA、病原と同時実施)		
122	有機溶剤基本検査(問診、診察、尿蛋白、肝機能(GOT、GPT、 γ -GTP)、 貧血検査(赤血球数、血色素量))		
123	有機溶剤基本検査(DNA、病原と同時実施)		
124	キシレン(有機則29別表)代謝物の検査		
125	N・N-ジメチルホルムアミド(有機則29別表)代謝物の検査		
126	1,1,1-トリクロルエタン(有機則29別表)代謝物の検査		
127	トルエン(有機則29別表)代謝物の検査		
128	ノルマルヘキサン(有機則29別表)代謝物の検査		
129	二硫化炭素(有機則29別表)眼底検査		
130	鉛健康診断(問診、診察、血中鉛、尿中デルタアミノレブリン酸)		
131	鉛健康診断(問診、診察、血中鉛、尿中デルタアミノレブリン酸)(DNA、病原と同時実施)		
132	血中鉛		
133	尿中デルタアミノレブリン酸		
134	赤血球中のプロトポルフィリン		
135	診察		
136	身長		
137	体重		
138	腹囲		
139	視力		
140	眼底(単眼)		

	検診項目	(イ)単価 (消費税抜) (円)	備考
141	眼底(両眼)		
142	眼圧		
143	聴力(1000・4000サイクル気導検査)		
144	胸部横位撮影		
145	胸部CT検査		
146	胸部X線断層撮影(4分割撮影)		
147	胸部X線断層撮影(4分割撮影)1枚増毎		
148	喀痰検査(培養検査)		
149	喀痰検査(塗抹検査)		
150	喀痰検査(PCR検査)		
151	喀痰細胞診		
152	読影料(胸部X線撮影)		
153	マイコプラズマ抗体		
154	肺機能検査		
155	安静心電図		
156	安静・負荷心電図		
157	心臓超音波検査		
158	ホルター型心電図検査		
159	血圧測定		
160	貧血検査(赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、白血球数、 血小板数、TIBC、UIBC)		
161	赤血球数		
162	血色素量(ヘモグロビン)		
163	ヘマトクリット		
164	白血球数		
165	白血球百分率		
166	TIBC		
167	UIBC		
168	血小板数		
169	血清鉄		
170	全血比重		
171	HbA1c		
172	赤血球沈降速度検査		
173	フェリチン		
174	肝機能検査(総蛋白、総ビリルビン、チモール、クンケル、GOT、GPT、 γ-GTP、ALP、コリンエステラーゼ、A/G比)		
175	循環器検査Ⅰ(診察、血圧、尿蛋白、尿糖、胸部X線直接撮影、 安静心電図、眼底(単眼)、LDLコレステロール、トリグリセライド、 総蛋白、ALT、血糖、尿素窒素、血清尿酸、赤血球数、 ヘモグロビン、白血球数、ナトリウム)		
176	循環器検査Ⅱ(診察、血圧、安静心電図、負荷心電図、眼底(単眼)、 LDLコレステロール、HDLコレステロール)		
177	生化学的検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、 トリグリセライド、GOT、GPT、γ-GTP、グルコース、血清尿酸)		
178	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、 トリグリセライド)		
179	糖尿病検査(糖負荷試験、眼底、血圧、HbA1c)		
180	腎機能検査(尿蛋白、尿沈渣、尿素窒素、クレアチニン、PSP試験)		
181	血糖		
182	総蛋白		
183	AST(GOT)		
184	ALT(GPT)		
185	γ-GTP		
186	総ビリルビン		
187	直接ビリルビン		
188	ALP		

	検診項目	(イ)単価 (消費税抜) (円)	備考
189	アルブミン		
190	LAP		
191	LDH		
192	LDLコレステロール		
193	総コレステロール		
194	HDLコレステロール		
195	トリグリセライド(中性脂肪)		
196	クレアチニン		
197	尿素窒素		
198	PSP試験		
199	サイロキシン(T4)		
200	TSH		
201	ナトリウム		
202	カリウム		
203	クロール		
204	マグネシウム		
205	カルシウム		
206	無機リン		
207	尿蛋白		
208	尿糖		
209	尿潜血		
210	尿ウロビリノーゲン		
211	尿沈渣		
212	尿pH		
213	尿ケトン		
214	血清尿酸		
215	好塩基性斑点赤血球		
216	好酸球数		
217	ASLO		
218	CRP		
219	RA		
220	血清アミラーゼ		
221	尿アミラーゼ		
222	HBs抗原		
223	HBs抗体		
224	HCV抗体		
225	腹部超音波検査(1項目)		
226	腹部超音波検査(2項目以上)		
227	甲状腺超音波検査		
228	腸内細菌検査 赤痢・腸チフス・パラチフス・コレラ・サルモネラ・O-157		
229	医師派遣料(1日1名につき)		

(消費税及び地方消費税額を含まない。)